

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案新旧対照条文

一 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（退職金） 第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 二十三月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額を下回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額（退職が死亡による場合にあつては、被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額）</p> <p>二 二十四月以上四十二月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額</p> <p>三（略）</p> <p>イ 被共済者に係る納付された掛金の総額を上回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額</p> <p>ロ 計算月（その月分の掛金の納付があつた場合に掛金納付月数が四十三月又は四十三月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる月</p>	<p>（退職金） 第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 二十三月以下 掛金月額を千円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（以下この項において「区分掛金納付月数」という。）に応じ別表第一の下欄に定める金額を合算して得た額（退職が死亡による場合にあつては、千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）</p> <p>二 二十四月以上四十二月以下 千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額</p> <p>三（略）</p> <p>イ 区分掛金納付月数に応じ別表第二の下欄に定める金額を合算して得た額</p> <p>ロ 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月（その月分の掛金の納付があつた場合に掛金納付月数が四十三月又は四十三</p>

をいう。以下この号及び第四項において同じ。）に被共済者が退職したものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる額（第四項において「仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げるものとする。）を合算して得た額

3 前項第一号、第二号及び第三号イの政令で定める額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率並びに被共済者の退職の見込数及び退職金共済契約の解除の見込数を勘案して定めるものとする。

4 第二項第三号口の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号口に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共済者の仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

5 | (略)
(退職金の分割支給等)

第十条の三 (略)

2~4 (略)

5 支給期月ごとの退職金（次条において「分割退職金」という。）の額

月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる月をいう。以下この号及び次項において同じ。）までの各月分の掛金に係る区分掛金納付月数に応じ別表第二の下欄に定める金額を合算して得た額（次項において「仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げるものとする。）を合算して得た額

3 前項第三号口の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号口に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共済者の仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

4 | (略)
(退職金の分割支給等)

第十条の三 (略)

2~4 (略)

5 支給期月ごとの退職金（次条において「分割退職金」という。）の額

は、退職金の額（退職金の一部について分割払の方法により支給する場合にあつては、分割払対象額）に、分割支給期間に応じ政令で定める率（次条第二項において「分割支給率」という。）を乗じて得た額とする。

6 (略)

(過去勤務掛金の納付)

第二十一条の三 前条第一項の申出をした共済契約者は、当該申出に係る被共済者について、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年（過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数）を経過する月（その月前に被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月）までの掛金が納付されている各月につき、過去勤務通算月額に過去勤務期間の年数に応じ政令で定める率に次条第一項第一号の規定による退職金の額のうち第十条第二項第三号口に定める額の支払に要する費用を考慮して厚生労働大臣の定める率を加えて得た率を乗じて得た額の毎月分の過去勤務掛金を翌月末日（退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の過去勤務掛金にあつては、翌々月末日）までに納付しなければならぬ。

2~4 (略)

は、退職金の額（退職金の一部について分割払の方法により支給する場合にあつては、分割払対象額）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率（次条第二項において「分割支給率」という。）を乗じて得た額とする。

- 一 分割支給期間が五年の場合 千分の五十四に厚生労働大臣の定める率を加えて得た率
- 二 分割支給期間が十年の場合 千分の二十九に厚生労働大臣の定める率を加えて得た率

6 (略)

(過去勤務掛金の納付)

第二十一条の三 前条第一項の申出をした共済契約者は、当該申出に係る被共済者について、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年（過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数）を経過する月（その月前に被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月）までの掛金が納付されている各月につき、過去勤務通算月額に過去勤務期間の年数に応じ別表第三の下欄に定める率に次条第一項第一号の規定による退職金の額のうち第十条第二項第三号口に定める額の支払に要する費用を考慮して厚生労働大臣の定める率を加えて得た率を乗じて得た額の毎月分の過去勤務掛金を翌月末日（退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の過去勤務掛金にあつては、翌々月末日）までに納付しなければならぬ。

2~4 (略)

(退職金等の特例)

第二十一条の四 (略)

一 (略)

二 第十条第二項の規定により算定した額に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月又は六十月であるときは、過去勤務掛金の額にそれぞれ政令で定める数を乗じて得た額)を加算した額

2 (略)

一 (略)

二 退職金の額は、第十条第二項の規定にかかわらず、次のイから八までに掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該イから八までに定める額とする。

イ 十一月以下 納付された過去勤務掛金の総額

ロ 十二月以上五十九月以下 第十条第二項の規定により算定した額に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十三月以上であるときは、過去勤務掛金の額に過去勤務掛金の納付があつた月数に応じ政令で定める率を乗じて得た額。八において同じ。)を加算した額

ハ 六十月以上 第十条第二項の規定により算定した額に、掛金納付月数から五十九月を減じた月数に相当する期間につき、納付された過去勤務掛金の総額に対し、政令で定める利率の複利による計算をして得た元利合計額を加算した額

3 (略)

(退職金等の特例)

第二十一条の四 (略)

一 (略)

二 第十条第二項の規定により算定した額に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月又は六十月であるときは、過去勤務掛金の額にそれぞれ四十八・九又は六十四・六を乗じて得た額)を加算した額

2 (略)

一 (略)

二 退職金の額は、第十条第二項の規定にかかわらず、次のイから八までに掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該イから八までに定める額とする。

イ 十一月以下 納付された過去勤務掛金の総額

ロ 十二月以上五十九月以下 第十条第二項の規定により算定した額に納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十三月以上であるときは、過去勤務掛金の額に過去勤務掛金の納付があつた月数に応じ別表第四の下欄に定める率を乗じて得た額。八において同じ。)を加算した額

ハ 六十月以上 第十条第二項の規定により算定した額に、掛金納付月数から五十九月を減じた月数に相当する期間につき、納付された過去勤務掛金の総額に対し、年三パーセントの複利による計算をして得た元利合計額を加算した額

3 (略)

(退職金相当額の受入れ等)

第二十一条の五 (略)

2 機構が前項の受入れをした場合において、同項の退職金共済契約の被共済者となつた者が退職したときは、次に定めるところにより、退職金を支給する。

一 (略)

二 退職金の額は、第十条第二項の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。

イ 十一月以下 当該受入れをした日の属する月の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につき、当該受入れに係る金額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該受入れをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該受入れに係る金額。ロにおいて「計算後受入金額」という。）

ロ (略)

3・4 (略)

(特定業種の指定)

第二十九条 厚生労働大臣は、特定業種の指定をするに当たつては、機構により当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務が行われた場合において当該特定業種に属する事業を営む相当数の中小企業者が当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者となる見込みがあることその他の事情を考慮し、かつ、労働政策審議会の意見を聴かなければな

(退職金相当額の受入れ等)

第二十一条の五 (略)

2 機構が前項の受入れをした場合において、同項の退職金共済契約の被共済者となつた者が退職したときは、次に定めるところにより、退職金を支給する。

一 (略)

二 退職金の額は、第十条第二項の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。

イ 十一月以下 当該受入れをした日の属する月の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につき、当該受入れに係る金額に対し、年三パーセントに厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該受入れをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該受入れに係る金額。ロにおいて「計算後受入金額」という。）

ロ (略)

3・4 (略)

(特定業種の指定)

第二十九条 厚生労働大臣は、特定業種の指定をするに当たつては、機構により当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務が行われた場合において当該特定業種に属する事業を営む相当数の中小企業者が当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者となる見込みがあることその他の事情を考慮し、かつ、労働政策審議会の意見を聴かなければな

らない。

(掛金)

第三十三条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、三百円以上八百円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。

2・5 (略)

(被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い)

第三十五条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において第三十二条第一項第二号八に該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額(納付された掛金の総額がこれを超える場合(第四十条において準用する第十条第五項の規定により退職金が減額して支給されるべきときを除く。))又は第三十二条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金の総額)のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十五条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から、同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(準用)

第四十条 第五条、第七条第一項、第八条第四項、第十条第五項、第十条

ればならない。

(掛金)

第三十三条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、百二十円以上四百五十円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。

2・5 (略)

(被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱い)

第三十五条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において第三十二条第一項第二号八に該当したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額(納付された掛金の総額がこれを超える場合(第四十条において準用する第十条第四項の規定により退職金が減額して支給されるべきときを除く。))又は第三十二条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金の総額)のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十五条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から、同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(準用)

第四十条 第五条、第七条第一項、第八条第四項、第十条第四項、第十条

の二、第十一条、第十二条、第十五条から第十七条まで、第二十二條の二、第二十三條、第二十四條第三項、第二十五條及び第二十七條の規定は、特定業種退職金共済契約について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第十条第一項」とあるのは、「第三十二條第四項」と読み替えるものとする。

(被共済者に関する経過措置)

第四十一条 機構は、特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第六十六條第一号の業務を開始する際、当該業務の正常な運営を図るため必要がある場合において、厚生労働大臣の認可を受けたときは、第三十條第二項の規定にかかわらず、当該特定業種に係る共済契約者の雇用する従業員のうち一定の職種、地域等に係る者が一定の期間内は被共済者とならないものとする。ただし、この期間は、当該特定業種に係る第六十六條第一号の業務の開始の日から五年を超えることができない。

(従前の積立事業についての取扱い)

第四十二条 機構が特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第六十六條第一号の業務を開始する際現に当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立事業(以下この条において「積立事業」という。)で厚生労働省令で定める基準に適合すると厚生労働大臣が認定するものに参加している当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が、第七十條第六項の規定による募集に応じ、同条第八項の規定によつて機構との間に特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなされ、又は当該特定業種に係る同号

の二、第十一条、第十二条、第十五条から第十七条まで、第二十二條の二、第二十三條、第二十四條第三項、第二十五條及び第二十七條の規定は、特定業種退職金共済契約について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第十条第一項」とあるのは、「第三十二條第四項」と読み替えるものとする。

(被共済者に関する経過措置)

第四十一条 機構は、特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第六十六條第一項第一号の業務を開始する際、当該業務の正常な運営を図るため必要がある場合において、厚生労働大臣の認可を受けたときは、第三十條第二項の規定にかかわらず、当該特定業種に係る共済契約者の雇用する従業員のうち一定の職種、地域等に係る者が一定の期間内は被共済者とならないものとする。ただし、この期間は、当該特定業種に係る第六十六條第一項第一号の業務の開始の日から五年を超えることができない。

(従前の積立事業についての取扱い)

第四十二条 機構が特定業種の指定があつたことに伴い当該特定業種に係る第六十六條第一項第一号の業務を開始する際現に当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立事業(以下この条において「積立事業」という。)で厚生労働省令で定める基準に適合すると厚生労働大臣が認定するものに参加している当該特定業種に属する事業を営む中小企業者が、第七十條第六項の規定による募集に応じ、同条第八項の規定によつて機構との間に特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなされ、又は当該特定業種に係

の業務の開始の日から一年以内に、機構との間に特定業種退職金共済契約を締結し、当該従業員が被共済者となつた場合において、当該中小企業者が、当該期間内に、当該被共済者について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で政令で定める金額を機構に納付したときは、その金額に応じて政令で定める月数を当該被共済者に係る特定業種掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について当該中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二月）を超えることができない。

2 (略)

(被共済者が移動した場合の取扱い)

第四十四条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額（納付された掛金及び過去勤務掛金の総額がこれを超える場合（第十条第五項の規定により退職金の額が減額して支給されるべきときを除く。）又は同条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金及び過去勤務掛金の総額）のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十五条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から、同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならぬ。

同号の業務の開始の日から一年以内に、機構との間に特定業種退職金共済契約を締結し、当該従業員が被共済者となつた場合において、当該中小企業者が、当該期間内に、当該被共済者について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で政令で定める金額を機構に納付したときは、その金額に応じて政令で定める月数を当該被共済者に係る特定業種掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について当該中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二月）を超えることができない。

2 (略)

(被共済者が移動した場合の取扱い)

第四十四条 機構は、第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する被共済者に支給すべき退職金、第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したものとみなした場合にその者に支給すべきこととなる退職金に相当する額（納付された掛金及び過去勤務掛金の総額がこれを超える場合（第十条第四項の規定により退職金の額が減額して支給されるべきときを除く。）又は同条第一項ただし書の規定に該当する場合は、納付された掛金及び過去勤務掛金の総額）のうち政令で定める金額を、厚生労働省令で定めるところにより、第七十五条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から、同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならぬ。

一・二 (略)

2~4 (略)

(目的)

第四十五条 機構は、この法律の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営することを目的とする。

(理事長、副理事長及び理事の義務)

第五十七条の二 理事長、副理事長及び理事は、業務上の余剰金の運用の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(理事長、副理事長及び理事の禁止行為)

第五十七条の三 理事長、副理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る目的をもつて、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、業務上の余剰金の運用に関する契約を機構に締結させること。

二 自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を機構に取得させ、又は業務上の余剰金の運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

(業務の範囲)

第六十六条 機構は、第四十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

一・二 (略)

2~4 (略)

(目的)

第四十五条 機構は、この法律の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営し、あわせて中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設を行うことを目的とする。

(業務の範囲)

第六十六条 機構は、第四十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第六十九条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一〜四 (略)

2 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対し、調査、広報その他その業務(前項第一号及び第三号に掲げるものを除く。)の一部を委託することができる。

3 (略)

二 保健、保養又は教養のための施設の設置及び運営を行うこと。
三 共済契約者又は共済契約者を主たる構成員とする事業協同組合その他の団体に対し、従業員の福祉を増進するために必要な労働者住宅その他の施設で政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付けを行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第二号及び第三号に掲げる業務は、同項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、第七十五条第一項の規定により設けられているそれぞれの勘定に属する資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行われなければならない。

(業務の委託)

第六十九条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一〜四 (略)

五 第六十六条第一項第三号に掲げる業務

2 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対し、調査、広報その他その業務(前項第一号、第三号及び第五号に掲げるものを除く。)の一部を委託することができる。

3 (略)

4 第一項の規定により同項第五号の業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(特定業種の指定に伴う措置)

第七十条 厚生労働大臣が特定業種の指定をしたときは、当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務の開始に必要な準備を行うため、機構に、準備委員会を置く。

2・3 (略)

4 機構は、準備委員会及び運営委員会の議を経て、当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務を開始するため、特定業種退職金共済規程の変更を行い、第六十七条第二項の認可を受けなければならない。

5 機構は、準備委員会及び運営委員会の議を経て、当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務を開始するため、当該業務を開始する事業年度の事業計画及び予算を作成し、又は変更し、第七十二条の認可を受けなければならない。

6 (略)

7 機構は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属する事業を営む中小企業者の数に厚生労働省令で定める率を乗じて得た数に達したときは、厚生労働大臣に対し、当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務の開始の認可を申請しなければならない。

8 (略)

9 前項の特定業種退職金共済契約は、機構が当該特定業種に係る第六十六条第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

(借入金の制限)

第七十八条 機構は、借入金をしてはならない。ただし、第六十六条第一号に掲げる業務を行うため必要な場合において、あらかじめ、厚生労働

(特定業種の指定に伴う措置)

第七十条 厚生労働大臣が特定業種の指定をしたときは、当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務の開始に必要な準備を行うため、機構に、準備委員会を置く。

2・3 (略)

4 機構は、準備委員会及び運営委員会の議を経て、当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務を開始するため、特定業種退職金共済規程の変更を行い、第六十七条第二項の認可を受けなければならない。

5 機構は、準備委員会及び運営委員会の議を経て、当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務を開始するため、当該業務を開始する事業年度の事業計画及び予算を作成し、又は変更し、第七十二条の認可を受けなければならない。

6 (略)

7 機構は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属する事業を営む中小企業者の数に厚生労働省令で定める率を乗じて得た数に達したときは、厚生労働大臣に対し、当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務の開始の認可を申請しなければならない。

8 (略)

9 前項の特定業種退職金共済契約は、機構が当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとする。

(借入金の制限)

第七十八条 機構は、借入金をしてはならない。ただし、第六十六条第一項第一号に掲げる業務を行うため必要な場合において、あらかじめ、厚

大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(余裕金の運用)

第七十九条 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たっては、第四項に規定するもののほか、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

一 厚生労働大臣及び経済産業大臣（第七十五条第一項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定に属する業務上の余裕金（以下「特定業種余裕金」という。）の運用にあつては、厚生労働大臣。第三号において同じ。）の指定する金融機関への預金

二 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。）への信託

三 五 (略)

2 | 機構は、運用方法を特定する信託（投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第一条第三項に規定する者をいう。）との投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。）又は不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

3 | (略)

生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(余裕金の運用)

第七十九条 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たっては、第四項に規定するもののほか、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

一 厚生労働大臣及び経済産業大臣（第七十五条第一項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定に属する業務上の余裕金（以下「特定業種余裕金」という。）の運用にあつては、厚生労働大臣。次号において同じ。）の指定する金融機関への預金又は金銭信託

二 四 (略)

2 | 前項第二号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。

一 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託

二 証券会社（外国証券会社の国内における支店を含む。次項において同じ。）への預託

3 | 機構は、運用方法を特定する金銭信託若しくは不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合は、取得した有価証券を証券会社に預託する場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

4 | (略)

4 第一項第二号の規定による信託の終了又は一部の解約により機構に帰属することとなる信託財産（金銭及び同項第三号に規定する有価証券を除く。）は、直ちに、同項第二号に掲げる方法により運用しなければならない。

5 (略)

(余裕金の運用に関する基本方針等)

第七十九条の二 機構は、業務上の余裕金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、この法律（これに基づく命令を含む。）（その他の法令に反するものであつてはならない。）

3 機構は、前条第一項第二号（前条第二項に規定する運用方法を特定する信託を除く。）及び第五号に掲げる方法（政令で定める保険料の払込みを除く。）により運用する場合においては、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。

(報告及び検査)

第八十四条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類そ

5 機構は、四半期ごとに、特定業種余裕金以外の業務上の余裕金と特定業種ごとの特定業種余裕金を区分して、それぞれ業務上の余裕金の運用計画（第六十六条第一項第三号の資金の貸付けに関する計画を含む。以下同じ。）を作成し、厚生労働大臣及び経済産業大臣（特定業種余裕金の運用計画にあつては、厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 (略)

(報告及び検査)

第八十四条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは第六十九条第一項の規定により同項第五号の業務の委託を受けた金融機関に対して業務及び資産の状況に関し報告をさ

他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(協議)

第八十六条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならぬ。

一 第六十七条第二項、第六十八条第一項、第七十二条又は第八十条の規定による認可をしようとするとき。

二 (略)

三 第七十四条第一項、第七十八条ただし書、第七十九条第二項又は第八十一条の規定による承認をしようとするとき。

四 第二条第四項又は第七十九条第一項第一号若しくは第三号の規定による指定をしようとするとき(同項第一号又は第三号の規定により厚生労働大臣及び経済産業大臣が指定をする場合を除く。)

2 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、経済産業大臣に協議しなければならぬ。ただし、第三号の場合(予算の認可をしようとするときに限る。)(及び第四号の場合にあつては、その協議は、一般の中小企業退

せ、又はその職員に、機構若しくは受託金融機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2・3 (略)

(協議)

第八十六条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならぬ。

一 第六十七条第二項、第六十八条第一項、第七十二条、第七十九条第五項又は第八十条の規定による認可をしようとするとき(第七十九条第五項の規定により厚生労働大臣及び経済産業大臣が認可をする場合を除く。)

二 第六十九条第一項の規定により同項第五号の業務の委託について認可をしようとするとき。

三 (略)

四 第七十四条第一項、第七十八条ただし書、第七十九条第三項又は第八十一条の規定による承認をしようとするとき。

五 第二条第四項又は第七十九条第一項第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき(同項第一号又は第二号の規定により厚生労働大臣及び経済産業大臣が指定をする場合を除く。)

2 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、経済産業大臣に協議しなければならぬ。ただし、第三号の場合(予算の認可をしようとするときに限る。)(及び第五号の場合にあつては、その協議は、一般の中小企業退

職金共済業務に関する事項に限られるものとする。

一～三 (略)

四 (略)

五 第七十九条第一項第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

3 厚生労働大臣は、第七十二条の規定による認可(事業計画の認可に限る。)をしようとするときは、当該特定業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。ただし、その協議は、当該特定業種に係る特定業種退職金共済業務に関する事項に限られるものとする。

4 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第七十九条第一項第一号又は第三号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(船員に関する特例)

第九十一条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に関しては、第十条第五項中「厚生労働大臣」とあるのは「

職金共済業務に関する事項に限られるものとする。

一～三 (略)

四 第七十九条第五項の規定による認可をしようとするとき。

五 (略)

六 第七十九条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

3 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、当該特定業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。ただし、第一号の場合にあつては、その協議は、当該特定業種に係る特定業種退職金共済業務に関する事項に限られるものとする。

一 第七十二条の規定による認可(事業計画の認可に限る。)をしようとするとき。

二 第七十九条第五項の規定による認可(当該特定業種に係る特定業種余剰金の運用計画に係るものに限る。)をしようとするとき。

4 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第七十九条第五項の規定による認可をしようとするとき。

二 第七十九条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(船員に関する特例)

第九十一条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に関しては、第十条第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「

国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十条第五項並びに前項の規定により読み替えて適用する第十四条及び第四十四条第一項第一号に規定する国土交通大臣の職権で政令で定めるものは、地方運輸局長（海運監理部長を含む。）が行う。

第九十三条 次各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第九十五条 次各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員（第六号に該当する場合にあつては、第六十九条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員を含む。）は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第六十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第七十九条第一項又は第三項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五・六 (略)

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十条第四項並びに前項の規定により読み替えて適用する第十四条及び第四十四条第一項第一号に規定する国土交通大臣の職権で政令で定めるものは、地方運輸局長（海運監理部長を含む。）が行う。

第九十三条 次各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第九十五条 次各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員（第六号に該当する場合にあつては、第六十九条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員を含む。）は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第六十六条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第七十九条第一項又は第四項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五・六 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 労働大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の設立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。
(経過規定)

第五条 この法律の施行の際現に中小企業退職金共済事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。この場合において、第三十二条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第六条 事業団の最初の事業年度は、第四十七条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十五年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 事業団の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第四十八条中「事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(従前の積立事業についての取扱い)

第八条 事業団が第四十四条第一項第一号の業務を開始する際に中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立の事業(以下この条において「積立事業」という。)で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加している中小企業者が、同号の業務の開始の日から一年以内に当該従業員を被共済者として退職金共済契約を締結し、その退職金共済契約の効力の生じた日から三月以内に、労働省令で定めるところにより、当該従業員について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で、別表第五の上欄に定める金額に掛金月額を百円で除した数を乗じて得た金額を事業団に納付したときは、その下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数(その期間の月数が六十月を超えるときは、六十月)を超えることができない。

2 労働大臣は、前項の規定により積立事業の認定の基準に関する労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣と協議しなければならない。

第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「労働福祉事業団」の下に「、中小企業退職金共済事業団」を、「労働福祉事業団法」の下に「、中小企業退職金共済法」を加える。

第十九条第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七ノ二 中小企業退職金共済事業団が中小企業退職金共済法第四
十四条第一項第一号又八第二号ノ業務ノ用ニ供スル建物又八土地ノ
権利ノ取得又八所有権ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改
正する。

第五条第六号ノ十一ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ四 中小企業退職金共済事業団ノ中小企業退職金共済法第

七条第三項ニ基キテ発スル退職金共済手帳又八同法第十条ノ退職金
若八同法第十三条ノ解約手当金ニ関スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように
改正する。

第三条第一項第十二号中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を「
農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める
。」

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように
改正する。

第五条第一項第四号中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を「農
林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第十三条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次

のように改正する。

第三条第一項中第四号の三を第四号の四とし、第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）による中小企業退職金共済事業に関すること。

（労働省設置法の一部改正）

第十四条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）に基いて、中小企業退職金共済事業団に対し、認可、承認その他監督を行うこと。）

第七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 中小企業退職金共済事業団の監督その他中小企業退職金共済法の施行に関すること。

第十三条第一項の表中

中央労働基準審議会	労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
-----------	---------------------------------------

中小企業退職金共済審議会	労働大臣の諮問に応じ、中小企業退職金共済法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
--------------	--

	<p>労働基準審議会</p> <p>労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。</p> <p>に</p> <p>改める。</p> <p>(地方税法の一部改正)</p> <p>第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十二条の五第一項第四号中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を「、農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。</p> <p>別表第一</p> <p>別表第二</p> <p>別表第三</p> <p>別表第四</p> <p>別表第五</p>
--	--

改正後				現行			
別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）							
名称	根拠法	非課税の登記等	備考	名称	根拠法	非課税の登記等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三 勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。	三 勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二 中小企業退職金共済法第六十六条第一項第二号（業務の範囲）の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

(醫)	(醫)	(醫)	(醫)	(醫)	(醫)	(醫)
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

改正後	現行
<p>附則</p> <p>第二十八条 中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この条において単に「中小企業者」という。）であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共済者として中小企業退職金共済法第二項第三項に規定する退職金共済契約（以下この条において単に「退職金共済契約」という。）を締結した場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、勤労者退職金共済機構（以下この条において「機構」という。）との間で、当該適格退職年金契約の被共済者となつた者について、当該適格退職年金契約に係る被共済者持分額（当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金額に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額であつて中小企業者が負担した部分の金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。）の範囲内の金額で、政令で定める額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結し、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額（次項において「引渡金額」という。）を機構に引き渡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、<u>政令で定める月数を当該退職金共</u></p>	<p>附則</p> <p>第二十八条 中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この条において単に「中小企業者」という。）であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共済者として中小企業退職金共済法第二項第三項に規定する退職金共済契約（以下この条において単に「退職金共済契約」という。）を締結した場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、勤労者退職金共済機構（以下この条において「機構」という。）との間で、当該適格退職年金契約の被共済者となつた者について、当該適格退職年金契約に係る被共済者持分額（当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金額に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額であつて中小企業者が負担した部分の金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。）の範囲内の金額で、次に掲げる額を合算して得た金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結し、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額（次項において「引渡金額」という。）を機構に引き渡したときは、<u>厚生労働省令で定めるところにより、当該附則別表の</u></p>

済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつたものが適格退職年金契約に係る以降適格退職年金受益者等であつた期間の月数（その期間の月数が百二十月を超えるときは、百二十月）を超えてゐることができない。

2
(略)

上欄に定める金額に応じ同表の下欄に定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつたものが適格退職年金契約に係る以降適格退職年金受益者等であつた期間の月数（その期間の月数が百二十月を超えるときは、百二十月）を超えてゐることができない。

一 附則別表の上欄に定める金額に当該適格退職年金契約の効力が生じた日における掛金月額を千円で除して得た数を乗じて得た金額

二 当該被共済者となつた者が当該退職金共済契約の効力生じた日に退職したものとみなして中小企業退職金共済法第十条第二項第三号の規定により支払われる金額を考慮して厚生労働省令で定める金額

2
(略)

附則別表